

各位

立花証券株式会社  
代表取締役社長 廣瀬 千春

## 業務改善命令を踏まえた経営責任の明確化について

弊社は、去る2025年4月8日、関東財務局より、金融商品取引法第51条に基づき、不適正な投資勧誘に係る業務運営に関し、投資者保護上の問題が認められるとして行政処分（業務改善命令）を受けるに至った事案における関係役員の責任を重く受け止め、経営責任を明確化するため、以下の処分等を行います。

現職	氏名	処分内容
代表取締役会長	石井 登	取締役を辞任（※）
代表取締役社長	廣瀬 千春	報酬減額（報酬月額50%×6ヵ月分）
常務取締役	居石 一信	取締役を辞任（※）
取締役	三村 隆	報酬減額（報酬月額30%×3ヵ月分）
取締役	桜田 幸治	報酬減額（報酬月額30%×3ヵ月分）
取締役	嶋田 敏彦	報酬減額（報酬月額20%×3ヵ月分）
常勤監査役	渡辺 常正	報酬減額（報酬月額20%×3ヵ月分）
常務取締役	高橋 昇吾	譴責
常務取締役	梅野 裕達	譴責
取締役	脇屋 元	譴責
取締役	木下 賢	譴責
取締役	峰尾 誠一	譴責

※ 2月に予定している臨時株主総会終結の時をもって取締役を辞任する予定です。なお、両名とも取締役を辞任後は一定期間顧問として社内業務等の引継ぎを行う予定です。

弊社は、この度の行政処分を受ける事態に至ったことにつきまして、深く反省いたしますとともに、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

今後、より一層の経営管理態勢及び内部管理態勢の強化・充実を図り、再発の防止及びお客様をはじめとする関係者の皆様の信頼回復に向けて、役職員一同全力で努めてまいる所存です。

以上